

大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例施行規則

○大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年9月30日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例（平成25年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(堆肥販売料金の免除)

第2条 条例第6条に規定する免除の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市教育委員会が主催又は共催する事業で、堆肥を使用又は配布するとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 条例第6条に規定する免除を受けようとする者は、堆肥センター堆肥販売料金免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例施行規則

別記様式（第2条関係）

堆肥センター堆肥販売料金免除申請書

年 月 日

大町市長 殿

堆肥の販売料金の免除を受けたいので、大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所	〒	
	団体等の名称		
	代表者名	電話 ()	
使用日時 及び 使用場所	日 時	年 月 日	時
使用目的	場 所		
免除を申請する理由			
その他 特記事項			

堆肥の量	2トントラック	台	免除の可否	可 否 規則第2条 号 適用
	軽トラック	台		
	20リットル袋	袋		

大町市堆肥センター設置及び管理に関する条例施行規則

別記様式（第2条関係）